

産業観光部

議案第3号 令和6年度大津市一般会計補正予算（第10号）のうち、産業観光部及び農業委員会事務局の所管する部分について

議案第3号 令和6年度大津市一般会計補正予算（第10号）のうち、産業観光部及び農業委員会事務局の所管する部分についてご説明いたします。

まず、今回の人件費補正にかかる給与改定の概要について、ご説明いたします。

今回の給与改定につきましては、令和6年の人事院勧告等に基づき、常勤職員及び会計年度任用職員の給与を改定しようとするものでございます。

資料「令和6年度大津市職員の給与改定について」に沿ってご説明を申し上げます。

まず、常勤職員の改定について説明いたします。

(1)の給料表の改定をご覧ください。

給料については、今回の人事院勧告による増額改定により、行政職給料適用者では、平均引上率としては、3.06%、平均引上額は、9,565円となります。他の給料表においては記載の通りであり、実

施時期は令和6年4月1日に遡及適用するものであります。

2 ページ目をお願いいたします。

(2)の期末・勤勉手当の改定についてであります。令和6年度は12月期に、一般職は期末手当・勤勉手当をそれぞれ0.05月、暫定再任用職員は、それぞれ0.025月引き上げるものであります。

3 ページ目をお願いいたします。

令和7年度における期末・勤勉手当については、令和6年度12月に引き上げた月数を、令和7年度6月及び12月に均等に配分して引上げを行います。

このため、一般職員の期末手当及び勤勉手当について、それぞれ0.025月ずつ引き上げし、暫定再任用職員は、それぞれ0.0125月ずつ引き上げるものです。

4 ページ目をお願いいたします。

(4)の給与改定率であります。給料の改定による地域手当のねかえり分を含めた給与改定率は2.71%となり、給与改定額は10,388円となるものであります。

5 ページ目をお願いいたします。

(5)の給与改定に伴う会計別所要額であります。一般会計、特別会計、企業会計を合わせて、人事院勧告に伴う影響額が5億

4,300万円余りの所要額となるものであります。

6ページ目には、給料、地域手当、期末勤勉手当について、各会計別の影響額を記載しております。

7ページ目をお願いいたします。

次に会計年度任用職員の改定についてご説明します。

会計年度任用職員についても、人事院勧告等の内容を踏まえた改定を行うとともに、近年の賃金の上昇を踏まえ、特殊な専門的知識を必要とする業務等に従事するパートタイム会計年度任用職員の月額報酬の上限額について改正を行うものです。

(1)の給料表の改定ですが、会計年度任用職員についても、国の給料表に対応して同様の改定を行います。例としまして、行政職給料表の改定額は月額20,900円から26,300円となっております。

8ページ目をお願いいたします。

(2)の期末勤勉手当につきましては、常勤職員と同様の改定を行うものです。

9ページ目をお願いいたします。

(3)の月額報酬の上限額の改定は、近年の賃金の上昇を踏まえた対応であり、現状の月額564,500円から月額587,800円に引き上げるものです。

10 ページ目をお願いいたします。

(4)の影響額ですが、給料・報酬が5億3,000万円余り、期末勤勉手当が1億8,600万円余り、合計で7億1,700万円余りの増額となるものであります。

また、個別の職員に係る具体例として、事務補助の職員で、1日7時間、週5日勤務である場合の初年度の給与について、改定前後の金額を記載しております。月額で約2万1千円、期末勤勉手当を含む年額では、約37万円の増額となります。

以上、給与改定についての説明とさせていただきます。

続きまして、歳入をご説明いたします。

補正予算説明書28ページをお願いいたします。

款17 県支出金、項2 県補助金、目5 農林水産業費県補助金、節1 農業費県補助金、説明欄、農業委員会費補助金は、事業費の確定による補正です。

30 ページをお願いいたします。

款22 諸収入、項4 雑入、目4 雑入、節5 農林水産業費雑入、説明欄、農業者年金業務委託手数料は、手数料収入の確定に伴う補正です。

続きまして、歳出をご説明いたします。

50 ページをお願いいたします。

款 5 労働費、項 1 労働対策費、目 1 労働対策総務費、説明欄 1、常勤職員給与費（2 人）は、商工労働政策課の正規職員 2 人分の給与及び職員手当等の補正であり、説明欄 2、労働者対策費は、会計年度任用職員の雇用経費の補正であります。

続きまして、款 6 農林水産業費、項 1 農業費、目 1 農業委員会費、説明欄 1、常勤職員給与費（5 人）は、農業委員会事務局の正規職員 5 人分の給与及び職員手当等の補正であり、説明欄 2、農業委員会運営費は、会計年度任用職員の雇用経費の補正であります。

目 2 農業総務費、説明欄 1、常勤職員給与費（17 人）は、農林水産課の正規職員 17 人分の給与及び職員手当等の補正であります。

目 3 農業振興費、説明欄 1、活力あるむらづくり推進費は、会計年度任用職員の雇用経費の補正であります。

目 4 畜産業費、説明欄 1、畜産振興対策費は、会計年度任用職員の雇用経費の補正であります。

目 5 土地改良費、説明欄 1、常勤職員給与費（10 人）は、田園づくり振興課の正規職員 10 人分の給与及び職員手当等の補正であり、説明欄 2、土地改良事業推進費は、会計年度任用職員の雇用経費の補正であります。

52 ページをお願いいたします。

項 2 林業費、目 1 林業振興費、説明欄 1、鳥獣害対策費及び、説明欄 2、林業振興推進費は、会計年度任用職員の雇用経費の補正であります。

続きまして、款 7 商工費、項 1 商工費、目 1 商工業振興費、説明欄 1、常勤職員給与費（12 人）は、商工労働政策課の正規職員 12 人分の給与及び職員手当等の補正であり、説明欄 2、計量事務等推進費及び、説明欄 3、商工業振興推進費及び、説明欄 4、会計年度任用職員雇用経費は、会計年度任用職員の雇用経費の補正であります。

目 2 卸売市場事業特別会計繰出金、説明欄 1、卸売市場事業特別会計繰出金は、卸売市場事業特別会計への繰出金であります。

続きまして、項 2 観光費、目 1 観光費、説明欄 1、常勤職員給与費（18 人）は、観光振興課の正規職員 18 人分の給与及び職員手当等の補正であり、説明欄 2、観光振興費は、会計年度任用職員の雇用経費の補正であります。

以上、議案第 3 号令和 6 年度大津市一般会計補正予算（第 10 号）のうち、産業観光部及び農業委員会事務局の所管する部分の説明とさせていただきます。

ご審査のほど、よろしくお願ひいたします。